

## 第2章 神奈川県内市町村における男性相談の実施状況

神奈川県内の市町村における男性相談の実施状況と課題等を確認するため、県内 33 市町村に対し、「男性相談」と「男性DV相談」についてアンケート調査を実施した。

調査結果は次のとおりである。

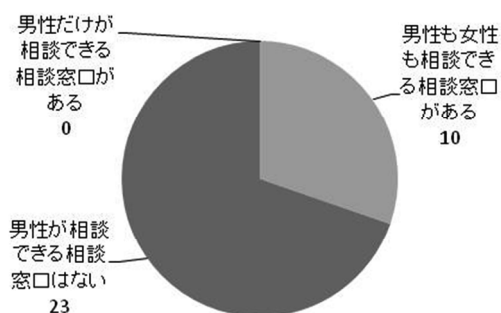
### I 調査結果

#### 1 男性相談について

##### (1) 男性が相談できる窓口の設置状況

問1 男性が相談できる窓口を開設していますか（該当するもの1つに○をつけてください）。

図表 2-1 男性が相談できる窓口の設置状況（N=33）



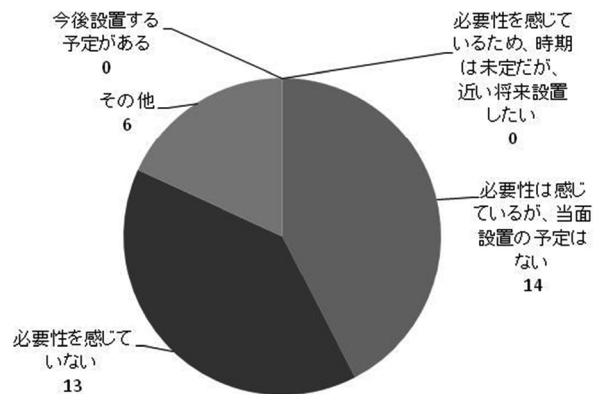
県内 33 市町村の『男性が相談できる窓口の設置状況』は、「男性が相談できる相談窓口はない」が 23 市町村（69.7%）、「男性も女性も相談できる相談窓口がある」が 10 市町村（30.3%）であった。

## (2) 男性だけが相談できる相談窓口の設置予定

問2 今後男性だけが相談できる相談窓口を設置する予定はありますか（該当するもの1つに○をつけてください）。

（問1で、「男性も女性も相談できる相談窓口がある」又は「男性が相談できる相談窓口はない」と回答した市町村に質問。）

図表 2-2 男性だけが相談できる相談窓口の設置予定 (n=33)



問1で「男性も女性も相談できる窓口がある」又は「男性が相談できる相談窓口はない」と回答した33市町村の『男性だけが相談できる相談窓口の設置予定』は、「必要を感じているが、当面設置の予定はない」が14市町村（42.4%）、「必要を感じていない」が13市町村（39.4%）と、ほぼ同数であった。

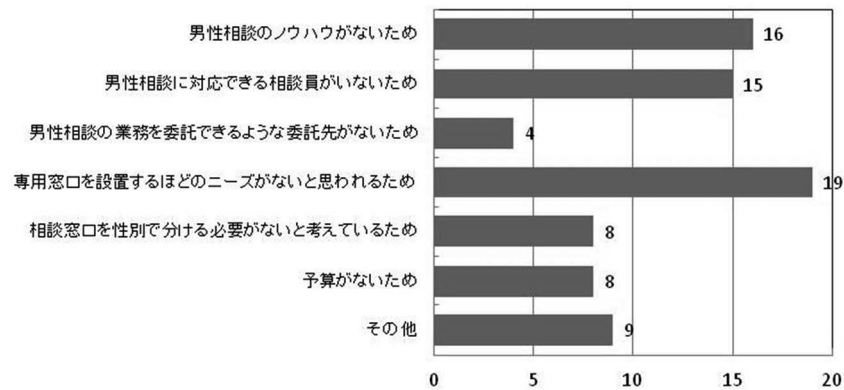
### 【「その他」の内容】

- 今後の実施に向けて検討・整理中。
- 他自治体の動向等を踏まえながら、必要性について検討する。
- 他の部署で男女問わない相談窓口を設けているため、男女共同参画を担当する課で設置する予定はない。
- 男性の相談する場は必要だと思うが、人口規模が小さく、特化することは無理である。

### (3) 男性だけが相談できる相談窓口を設けていない理由

問3 現在男性だけが相談できる相談窓口を特に設けていない理由は何ですか（複数回答）。

図表 2-3 男性だけが相談できる相談窓口を設けていない理由（n=33、複数回答）



問1で「男性も女性も相談できる窓口がある」又は「男性が相談できる相談窓口はない」と回答した33市町村の『現在男性だけが相談できる相談窓口を設けていない理由』は、「専用窓口を設置するほどのニーズがないと思われるため」が19市町村（57.6%）と最も多く、次いで「男性相談のノウハウがないため」が16市町村（48.5%）、「男性相談に対応できる相談員がないため」が15市町村（45.5%）であった。また、「相談窓口を性別で分ける必要がないと考えているため」、「予算がないため」は8市町村（24.2%）であった。

#### 【「その他」の内容】

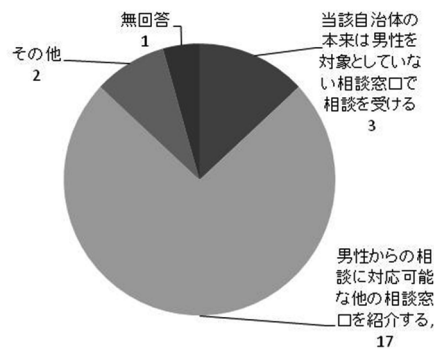
- 当該市町村の他部署で、男女を問わない相談窓口を設けているため。
- 女性被害者のDV相談を開設しているため。
- 女性相談と男性相談を実施すると、加害者と被害者が鉢合わせする可能性があり、安全面で設置できないため。
- 女性対象の相談を優先し、男性専用の電話相談について検討しなかったため。
- 必要性について未検討のため。
- 事業の位置づけを整理中のため。
- ニーズに対する費用を考慮すると費用対効果が得られないため。

#### (4) 男性から相談があった場合の対応（男性相談ができる窓口がない市町村対象）

問4 男性が相談できる窓口がないが、男性から相談があった場合はどうしていますか（該当するもの1つに○をつけてください）。「当該自治体の、本来は男性を対象としていない相談窓口で相談を受ける」に該当する場合は、平成25年度の相談件数をご記入ください。

（問1で「男性が相談できる相談窓口はない」と回答した市町村に質問。）

図表2-4 男性が相談できる窓口がないが、男性から相談があった場合の対応（n=23）



問1で「男性が相談できる相談窓口はない」と回答した23市町村の『男性から相談があった場合の対応』は、「男性からの相談に対応可能な他の相談窓口を紹介する」が17市町村（73.9%）と最も多く、紹介先としては、「県配偶者暴力相談支援センター」、「一般社団法人神奈川人権センター」の他、「当該市町村内の他部署の相談窓口」を挙げた市町村が多く、「県保健福祉事務所」、「内容により判断する」も挙げた。

「当該自治体の、本来は男性を対象としていない相談窓口で相談を受ける」は3市町村（13.0%）で、相談件数は、「0件」（回答数2）、「1件」（回答数1）であり、「その他」は2（8.7%）だった。

## (5) 男性相談の実施方法

問5 自治体の「男性相談」を、どのような方法で実施していますか（複数回答）。  
電話相談、面接相談を実施している場合は、実施状況を記入してください。  
以降の質問において、問1の「男性だけが相談できる相談」、「性別で分けていない相談」、の2つを、便宜的に「男性相談」とします。  
(問1で「男性だけが相談できる相談窓口がある」又は「男性も女性も相談できる相談窓口がある」と回答した市町村に質問。)

図表2-5 「男性相談」の実施方法 (n=10、複数回答)

電話相談	9
面接相談	7
その他の方法	2

「男性相談窓口」がある10市町村の『「男性相談」の実施方法』は、「電話相談」が9市町村、「面接相談」が7市町村であった。「その他の方法」は「訪問相談」が1市町村、「現在のところ相談希望がなく、詳細は決めていない」が1市町村であった。

なお、「電話相談と面接相談」両方を実施しているのは6市町村で、「電話相談、面接相談及び訪問相談」を実施しているのは1市町村であった。また、「電話相談」だけを実施しているのは2市町村であった。

### ア 電話相談の実施状況（「男性相談」）

「男性相談」の実施方法について「電話相談」と回答した9市町村の電話相談実施状況は次のとおりである。

(ア) 電話回線数 (n=9)

1回線	2
2回線	3
3回線	1
その他	3

(イ) 電話相談の開設曜日・時間 (n=9)

平日日中	4
平日夜間	0
平日日中と夜間	0
土日の両方又は一方を含む、日中、夜間、 又は日中と夜間	1
その他	4

【「その他」の内容】

- 随時
  - 相談者との調整日・調整時間
  - 曜日は随時で時間は日中
- ※日中：8時30分から18時  
夜間：18時から22時

(ウ) 電話相談の1回の相談時間 (n=9)

決めている	1
決めていない	8
その他	0

「1回の相談時間を決めている」市町村の相談時間は「30分」であった。

(エ) 電話相談の実施場所 (n=9)

自治体の庁舎内	7
自治体の男女共同参画のための施設	1
委託事業者の施設	0
その他	1

(オ) 電話相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=9)

同じ場所で実施	8
離れた別の場所で実施	1

(カ) 電話相談の相談員の所属 (n=9)

自治体の職員	7
委託先の職員	0
謝金対応で依頼した者	0
その他	2

【「その他」の内容】

- 人権擁護委員

(キ) 電話相談の相談員の性別 (n=9)

男性と女性	5
男性のみ	1
女性のみ	3

(ク) 電話相談の相談員の資格等 (n=9、複数回答)

臨床心理士	0
精神保健福祉士	0
カウンセラー等	0
弁護士	0
上記以外の相談経験者	1
その他	9

【「その他」の内容】

- 市町村職員
- 社会福祉士
- 男女共同参画施設の職員
- 人権擁護委員
- 保健師
- 児童相談員

イ 面接相談の実施状況（「男性相談」）

「男性相談」の実施方法について「面接相談」と回答した7市町村の面接相談実施状況は次のとおりである。

(ア) 面接相談の開設曜日・時間 (n=7)

平日日中	5
平日夜間	0
平日日中と夜間	0
土日の両方又は一方を含む、日中、夜間、又は日中と夜間	0
その他	2

【「その他」の内容】

- 相談者との調整日・調整時間
  - 曜日は随時で時間は日中
- ※日中：8時30分から18時  
夜間：18時から22時

(イ) 面接相談の予約について (n=7)

事前予約制	1
予約制はとっていない	6

(ウ) 面接相談の1回の相談時間 (n=7)

決めている	0
決めていない	7
その他	0

(エ) 面接相談の実施場所 (n=7)

自治体の庁舎内	7
自治体の男女共同参画のための施設	0
委託事業者の施設	0
その他	0

(オ) 面接相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=7)

同じ場所で実施	6
離れた別の場所で実施	1

(カ) 面接相談の相談員の所属 (n=7)

自治体の職員	5
委託先の職員	0
謝金対応で依頼した者	0
その他	2

(キ) 面接相談の相談員の性別 (n=7)

男性と女性	5
男性のみ	0
女性のみ	1
無回答	1



(ク) 面接相談の相談員の資格等

(n=7、複数回答)

臨床心理士	0
精神保健福祉士	0
カウンセラー等	0
弁護士	0
上記以外の相談経験者	1
その他	7

【「その他」の内容】

- 市町村職員
- 社会福祉士
- 人権擁護委員
- 保健師
- 児童相談員

(6) 平成 25 年度の男性相談件数

問 6 平成 25 年度の「男性相談」の相談件数をご記入ください。（「男性も女性も相談できる窓口での相談件数」については、全体の件数と、男性からの相談件数を記入。）

図表 2-6 平成 25 年度の「男性相談」件数 (n=10)

市町村	相談件数 (全体)	うち男性からの 相談件数	男性相談の割合 (%)
A	4,505	246	5.5%
B	80	27	33.8%
C	22	4	18.2%
D	11	0	0.0%
E	5	2	40.0%
F	1	1	100.0%
G	1	0	0.0%
H	0	0	—
I	不明	0	—
J	不明	不明	—

「男性相談窓口」がある 10 市町村の『平成 25 年度の「男性相談」件数』は、上の表のとおりである。

## (7) 男性相談の相談内容

問7 「男性相談」の相談内容は、どのようなものが多いですか。受けている相談内容の番号に○をつけてください。

図表 2-7 「男性相談」の相談内容

(n=10、複数回答)

家庭の問題（夫婦の問題）	3
家庭の問題（子どもの問題、親子関係等、子どもに係わる問題）	5
仕事の問題（仕事がない、仕事を辞めたい、パワハラ問題 等）	1
生き方の問題（将来のこと、どう生きるべきか 等）	2
健康・メンタルヘルスの問題（うつ、やる気が出ない、体調が悪い 等）	1
経済の問題（収入がない・少ない、家族を養う収入がない 等）	2
配偶者等からの暴力の問題（夫婦間等の加害・被害、デートDV 等）	2
性の問題	0
その他の問題	3
無回答	4

「男性相談窓口」がある 10 市町村のうち回答があった 6 市町村の『「男性相談」の相談内容』は、「家庭の問題（子どもの問題、親子関係等、子どもに係わる問題）」が 5 市町村、「家庭の問題（夫婦の問題）」が 3 市町村などであった。

### 【「その他」の内容】

- 近隣問題
- 相続・交通事故・消費トラブル

(8) 男性相談の周知方法と効果

問8 「男性相談」の広報について伺います。現在どのような方法で、相談窓口の周知を行っていますか。それぞれの方法について該当するもの1つに○をしてください。効果については、「と思われる」も含めてご回答ください。「その他の方法」に該当する場合は周知の方法を記入してください。

図表 2-8 「男性相談」の周知の方法と効果 (n=10)

	インター ネット	パンフレット 等	自治体の広報誌、 定期刊行物	一般の新聞、 雑誌等	その他の方法
実施・効果がある	1	1	1	0	0
実施・ あまり効果がない	0	0	1	0	0
実施・ 効果はわからない	0	1	2	0	1
実施していない	7	6	4	8	0
無回答	2	2	2	2	9

「男性相談窓口」がある10市町村の『「男性相談」の周知方法と効果』は、それぞれの方法について周知を実施していない市町村が多かった。「実施しており、効果がある」と回答があったのは、「インターネットによる周知」、「パンフレット等による周知」、「自治体の広報誌、定期刊行物による周知」（各1市町村）であった。

## (9) 男性相談者に紹介している関係機関等

問9 相談の内容によっては男性相談者に紹介している関係機関や団体はありますか(複数回答)。なお、実際に連絡を取り合っていない場合でも、相談先として紹介する場合も含めてご回答ください。

図表 2-9 男性相談者に紹介している関係機関等 (n=10、複数回答)

当該自治体の他の相談窓口	4
県又は、他自治体の相談窓口	8
医療機関	3
弁護士、法機関の相談窓口	6
ハローワーク	2
NPO法人等の民間団体	1
他機関の紹介はしていない	1
その他	1

「男性相談窓口」がある10市町村の、『相談の内容によっては男性相談者に紹介している関係機関や団体』は、「県又は、他自治体の相談窓口」が8市町村、「弁護士、法機関の相談窓口」が6市町村、「当該自治体の他の相談窓口」が4市町村であった。

### 【「その他」の内容】

- 必要に応じて相談できる場所を調べて知らせる。

## (10) 男性相談を受ける際の留意事項

問10 「男性相談」を受けるにあたって留意していることをご記入ください。

「男性相談窓口」がある10市町村の『「男性相談」を受ける際の留意事項』については、2市町村から次の回答があった。

- 男性からの相談記録を別綴じ、相談内容を管理している。
- 女性相談においても同様だが、相談員1名での対応にならないよう留意している。

## (11) 男性相談に関する課題等

問 11 「男性相談」に関して、困っていることや、課題となっていることをご記入ください。

「男性相談窓口」がある 10 市町村の、『「男性相談」に関する課題等』についての主な回答は次のとおりであった。

<相談者への対応について>

- 男性相談員がいないため、相談者が男性相談員を望んだ場合、希望にそえない。
- 面接相談を行う場合、（男性相談者が）女性相談者と重ならないよう、施設内の相談部屋の設置にも配慮が必要なこと。

<相談員について>

- 相談によっては、性に関するハラスメント的な内容もあるため、相談員の精神的な安全面に不安がある。
- 市町村職員が相談対応を行っているが、職員の知識・技能の向上が課題である。
- 男性相談に係る知識や技術がないこと。

<その他>

- 相談件数が少ない。

## (12) 男性相談の相談員を対象とした研修等の実施

問 12 「男性相談」を受ける相談員を対象とした研修等は、どのように実施していますか（該当するもの 1 つに○をつけてください）。

図表 2-10 「男性相談」の相談員を対象とした研修等の実施 (n=10)

男性相談の相談員を対象とする研修を実施している	1
他の相談員と合同で研修を実施している	0
特に研修は実施していない	9
その他	0

「男性相談窓口」がある 10 市町村の、『「男性相談」の相談員を対象とした研修等の実施状況』は、「特に研修は実施していない」が 9 市町村で、「男性相談の相談員を対象とする研修を実施している」が 1 市町村であった。

### (13) 男性相談の開設時期

問 13 「男性相談」はいつ開設しましたか（性別で分けていない場合は、男性から相談を受けるようになった時期）。

図表 2-11 「男性相談」の開設時期 (n=10)

昭和 63 年 9 月	1
平成 24 年	1
平成 26 年 1 月	1
不明	6
無回答	1

「男性相談窓口」がある 10 市町村の、『「男性相談」の開設時期』は、「昭和 63 年 9 月」、「平成 24 年」、「平成 26 年 1 月」が各 1 市町村であった。

#### 【「不明」の内容】

- 市になる以前から
- 相談が寄せられて、それに対応するようになったため時期は不明。

### (14) 男性相談を開設した理由

問 14 「男性相談」を開設した理由は何でしたか（複数回答）。

図表 2-12 「男性相談」を開設した理由 (n=10、複数回答)

相談窓口で男性からの相談が寄せられるようになったため	2
アンケート調査等で、男性相談のニーズがあると推測されたため	0
男女共同参画の趣旨から男性相談も必要と判断したため	0
その他	3
無回答	5

「男性相談窓口」がある 10 市町村の、『「男性相談」を開設した理由』は、「相談窓口で男性からの相談が寄せられるようになったため」が 2 市町村であった。

(15) 男性相談実施にあたり準備したもの

問 15 「男性相談」を実施するにあたり、（立上げ当初から現在までの間で）男性相談用に準備したものはありますか（複数回答）。

図表 2-13 「男性相談」実施にあたり準備したもの

(n=10、複数回答)

相談員を新規に採用（委託）した	0
相談を受ける専用電話回線を用意した	0
パソコンを用意した	0
ファックスを用意した	0
他の相談事業と同じ建物に、相談専用の部屋を用意した	0
他の相談事業と別の建物に、相談専用の部屋を用意した	1
既存のもの（人）を活用したため、特に準備したもの（人）はなかった	2
わからない	2
無回答	5

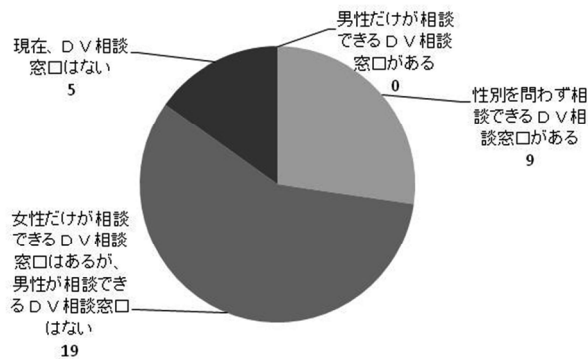
「男性相談窓口」がある 10 市町村の『「男性相談」実施にあたり準備したもの』は、「既存のもの（人）を活用したため、特に準備したもの（人）はなかった」が 2 市町村、「他の相談事業と別の建物に相談専用の部屋を用意した」が 1 市町村であった。

## 2 男性DV相談について

### (1) 男性DV相談窓口の設置状況

問 16 現在、男性が相談できるDV相談窓口を開設していますか（該当するもの1つに○をつけてください）。ここでは、DVに特化した相談窓口についてお答えください。一般相談を受けるような窓口でDV相談を受ける場合を除きます。

図表 2-14 男性が相談できるDV相談窓口の設置状況 (N=33)



33 市町村の『男性が相談できるDV相談窓口の設置状況』は、「女性だけが相談できるDV相談窓口はあるが、男性が相談できるDV相談窓口はない」が 19 市町村（57.6%）で、「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」が 9 市町村（27.3%）、「現在DV相談窓口はない」が 5 市町村（15.2%）であった。

### (2) 男性DV相談窓口の開設時期

問 17 「男性DV相談窓口」の開設時期はいつですか。

（問 16 で「男性だけが相談できるDV相談窓口がある」又は「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」と回答した市町村に質問。なお、問 16 の「男性だけが相談できるDV相談」、「性別で分けていないDV相談」の2つを、便宜的に「男性DV相談」とする。）

図表 2-15 「男性DV相談窓口」の開設時期 (n=9)

平成 8 年 4 月	1
平成 21 年 6 月	1
平成 23 年 9 月	1
平成 24 年 10 月	1
不明	4
無回答	1



### (3) 男性DV相談の実施状況

問 18 貴自治体の「男性DV相談」の実施状況は次のうちどれですか（複数回答）。

図表 2-16 「男性DV相談」の実施状況 (n=9、複数回答)

被害者相談を実施している	9
加害者相談を実施している	6
その他	0

「男性DV相談窓口」がある9市町村の、『「男性DV相談」の実施状況』は、「被害者相談を実施している」が9市町村で、そのうち6市町村が「加害者相談を実施している」状況であった。

### (4) 男性DV相談の実施方法

問 19 貴自治体の「男性DV相談」をどのような方法で実施していますか（複数回答）。電話相談、面接相談を実施している場合は、実施状況を記入してください。

図表 2-17 「男性DV相談」の実施方法 (n=9、複数回答)

電話相談	8
面接相談	7
その他の方法	2

「男性DV相談窓口」がある9市町村の、『「男性DV相談」の実施方法』は、「電話相談」が8市町村、「面接相談」が7市町村、「その他」は2市町村であった。

なお、「電話相談と面接相談」を実施しているのは6市町村で、「電話相談、面接相談と訪問相談」を実施しているのは1市町村であった。また、「電話相談」だけを実施しているのは1市町村であった。

#### 【「その他」の方法】

- 訪問相談
- 特に規定していない

ア 電話相談の実施状況（「男性DV相談」）

「男性DV相談」の実施方法について「電話相談」と回答した8市町村の電話相談実施状況は次のとおりである。

(ア) 電話回線数 (n=8)

1回線	3
2回線	2
3回線	2
その他	1

(イ) 電話相談の開設曜日・時間 (n=8)

平日日中	4
平日夜間	0
平日日中と夜間	0
土日の両方又は一方を含む、日中、夜間、又は日中と夜間	2
その他	2

【「その他」の内容】

○ 相談者との調整日・調整時間

○ 曜日は随時で時間は日中

※日中：8時30分から18時

夜間：18時から22時

(ウ) 電話相談の1回の相談時間 (n=8)

決めている	0
決めていない	8
その他	0

(エ) 電話相談の実施場所 (n=8)

自治体の庁舎内	6
自治体の男女共同参画のための施設	0
委託事業者の施設	0
その他	2

(オ) 電話相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=8)

同じ場所で実施	7
離れた別の場所で実施	1

(カ) 電話相談の相談員の所属 (n=8、複数回答)

自治体の職員	8
委託先の職員	1
謝金対応で依頼した者	0
その他	0

(キ) 電話相談の相談員の性別 (n=8)

男性と女性	4
男性のみ	0
女性のみ	4

(ク) 電話相談の相談員の資格等 (n=8、複数回答)

臨床心理士	0
精神保健福祉士	1
カウンセラー等	1
弁護士	0
上記以外のDV相談経験者	0
上記以外の男性相談経験者	0
上記以外の内容は問わず相談経験者	3
その他	7

【「その他」の内容】

- 市町村職員
- 社会福祉士
- 保健師
- 児童相談員

## イ 面接相談の実施状況（「男性DV相談」）

「男性DV相談」の実施方法について「面接相談」と回答した7市町村の面接相談実施状況は次のとおりである。

(ア) 面接相談の開設曜日・時間 (n=7)

平日日中	4
平日夜間	0
平日日中と夜間	0
土日の両方又は一方を含む、日中、夜間、又は日中と夜間	1
その他	2

### 【「その他」の内容】

○ 相談者との調整日・調整時間

○ 曜日は随時で時間は日中

※日中：8時30分から18時

夜間：18時から22時

(イ) 面接相談の予約について (n=7)

事前予約制	1
予約制はとっていない	6

(ウ) 面接相談の1回の相談時間 (n=7)

決めている	0
決めていない	7
その他	0

(エ) 面接相談の実施場所 (n=7)

自治体の庁舎内	6
自治体の男女共同参画のための施設	0
委託事業者の施設	0
その他	1

(オ) 面接相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=7)

同じ場所で実施	5
離れた別の場所で実施	2

(カ) 面接相談の相談員の所属 (n=7)

自治体の職員	7
委託先の職員	0
謝金対応で依頼した者	0
その他	0

(キ) 面接相談の相談員の性別 (n=7)

男性と女性	4
男性のみ	0
女性のみ	3

(ク) 面接相談の相談員の資格等 (n=7、複数回答)

臨床心理士	0
精神保健福祉士	0
カウンセラー等	1
弁護士	0
上記以外のDV相談経験者	0
上記以外の男性相談経験者	0
上記以外の内容は問わず相談経験者	2
その他	6

【「その他」の内容】

- 市町村職員
- 社会福祉士
- 保健師
- 児童相談員

(5) 男性DV相談を受ける際の留意事項

問 20 「男性DV相談」を受けるにあたって留意していることをご記入ください。

「男性DV相談窓口」がある9市町村の、『「男性DV相談」を受ける際の留意事項』は、次のとおりである。

- 男性＝加害者という先入観を持たずに対応する。
- 男性DV被害者への対応については未整理の事項が多いため、関係機関との相談を重ねながら、対応方法を検討して相談を実施している。

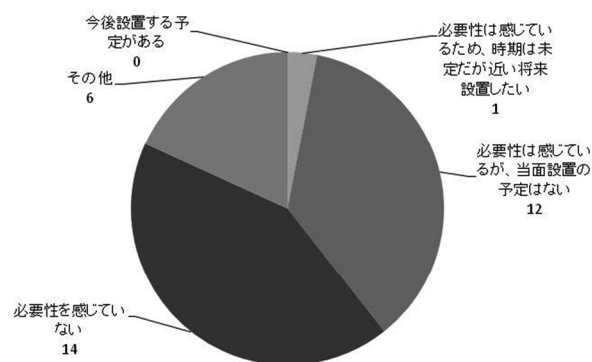
## (6) 男性DV相談窓口の設置予定

問 21 今後、「男性DV相談窓口」を設置する予定はありますか（該当するもの 1 つに○をつけてください）。「必要性を感じているため、時期は未定だが近い将来設置したい」に該当する市町村は、設置方法についても該当する項目 1 つに○をつけてください。

\* 問 16 で「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」と回答した市町村は、「男性だけが相談できるDV相談窓口」と読み替えてください。

\* 「男性だけが相談できるDV相談窓口」がない市町村に伺います。

図表 2-18 「男性DV相談窓口」の設置予定 (n=33)



33 市町村の『今後の「男性DV相談窓口」の設置予定（「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」市町村については、「男性だけが相談できるDV相談窓口」の設置予定）』は、「必要性を感じていない」が 14 市町村（42.4%）と最も多く、次いで「必要性を感じているが当面設置の予定はない」が 12 市町村（36.4%）であった。「必要性を感じているため時期は未定だが近い将来設置したい」は 1 市町村（3.0%）で、設置方法については、「県が実施する事業に参加」であった。

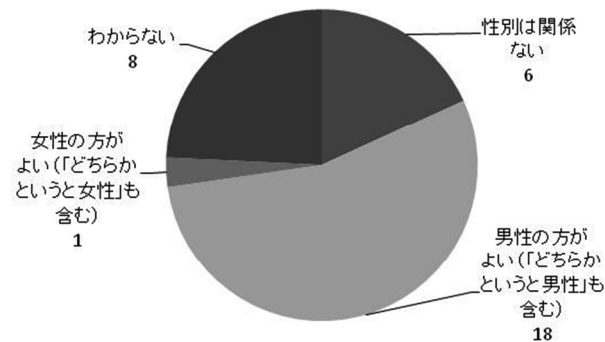
### 【「その他」の内容】

- 今後、動向を見ながら設置の必要性を検討する。
- 必要性があるかどうか検討が進んでいない。
- 被害者と加害者が会ってしまう可能性があるので設置は難しい。

### (7) 男性DV相談の相談員の性別

問 22 「男性DV相談」を受ける相談員の性別は、関係があると思いますか。該当するもの1つに○をつけてください。また、その理由をご記入ください。

図表 2-19 「男性DV相談」を受ける相談員の性別 (N=33)



33 市町村の『「男性DV相談」の相談員の性別』の適性については、「男性の方がよい(「どちらか」というと男性も含む)」が18市町村(54.5%)であった。「わからない」が8市町村(24.2%)、「性別は関係ない」が6市町村(18.2%)、「女性の方がよい(「どちらか」というと女性も含む)」が1市町村(3.0%)であった。また、『回答した理由』の主なものは次のとおりであった。

#### 【「男性の方がよい」と回答した理由】

- 同性の方が話しやすいと思うため。
- 同性であることより、相談者の心情が理解しやすいと考えるため。
- 同性であることより、相談者が安心感を持つと思うため。
- 性的な内容等の相談は、異性に話しづらいと思われるため。
- 加害者の相談を受けるなら、男性の方がよい。
- 異性からの暴力の相談の場合、同性の方が安心と信頼性も高まり、相談の解決につながると思う。
- DV被害者女性からの相談の際、男性が出たら電話を切ってしまったたり、男性の相談員には話しづらいと、同性の相談員を希望する人がいる。男性被害者の場合も同様でないかと考える。
- 女性から暴力を受けている男性は、トラウマ等から女性には正直な話ができないと思う。
- 深刻な状況での相談を加害者と同性の者には相談しづらいと考える。
- DVを受けていることにより、女性に対する負の感情を持っていると思われるから。

【「性別は関係ない」と回答した理由】

- 相談業務を行う中で、男性からの相談電話の内容を確認する限りでは、性別は関係ないように感じる。
- 相談員としての対応をすれば性別は関係ないと思うが、加害者男性からの相談を女性相談員が受ける場合は、安全を考え2人体制とするのがよいと思う。
- 相談者には、同性の方が話しやすい人、異性の方がよい人がいると思われるため。
- 職員体制によっては、必ずしも同性が対応できると限らないため。
- 女性相談員は、「男性加害者、女性被害者」と対応する場合もあることから、公正な見方が難しいのではないかと。

【「女性の方がよい」と回答した理由】

- 女性の方が話しやすいのではないかと。

【「わからない」と回答した理由】

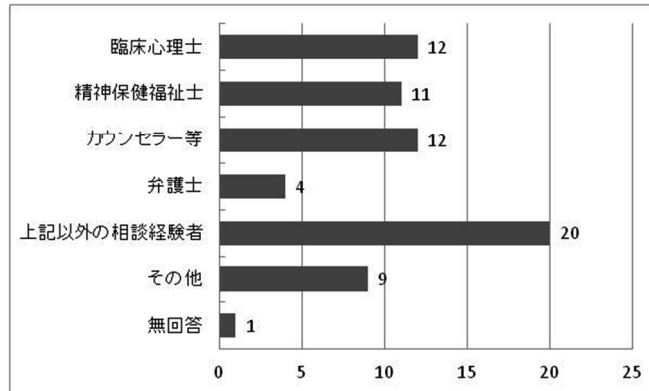
- 相談者の意向や相談内容によって相談員の性別を考慮する必要があると思うため。
- 様々なケースに対応するには、男女の相談員の配置が望ましいと考えるため。
- 判断の材料となる調査等を実施していないため。
- 相談実績がなく、状況がわからないため。



## (8) 男性DV相談の相談員に適任と考える者

問 23 「男性DV相談」の相談員に適任と考える者について、該当するもの全てに○をつけてください。また、その理由をご記入ください。

図表 2-20 「男性DV相談」の相談員に適任と考える者 (N=33、複数回答)



33 市町村の『「男性DV相談」の相談員に適任と考える者とその理由』は、「臨床心理士等以外の相談経験者」が 20 市町村 (60.6%)、「臨床心理士」、「カウンセラー等」が各 12 市町村 (36.4%)、「精神保健福祉士」が 11 市町村 (33.3%)、「弁護士」が 4 市町村 (12.1%) で「その他」は 9 市町村 (27.3%) であった。

### 【「その他」の内容】

- 社会福祉士、労働問題関係の相談スキルを持っている者
- 加害をしている人に対する相談スキルを持っている者
- 警察職の経験者
- 市町村の担当職員
- 臨床心理士等で相談経験のある者

### 【適任であると考えた主な理由】

#### <相談経験>

- DVは要因が複雑に絡んでいる場合が多いので、それを解決するにはDV相談の経験があった方がよいと考えるため。
- DV相談には、DVとその対応にあたる適切な知識と経験が必要になると考えられるため。
- 相談経験者は、相談の内容がどの位深刻か、DV被害者はすぐ逃げた方がよいのか、逃げる必要がないのか、等の見極めに一番適していると考えられるため。
- 相談経験者は、気軽に話しやすい印象を持つので。

<専門性>

- ケースによっては、臨床心理士、精神保健福祉士、カウンセラー、弁護士等が対応すべきだと思われるため。
- 相談内容は、一人ひとり異なり、多様な相談に対応しなければならず、専門性が必要なため。

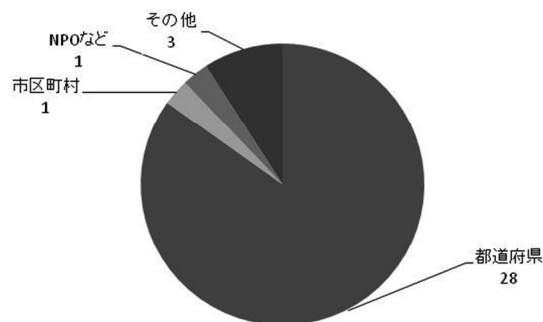
<その他>

- 経験上、相談員個々の資質の問題であり、有資格者であることが必ずしも適任であるとは考えにくい。

(9) 男性DV相談の整備

問 24 「男性DV相談」の整備については、どのような機関が主に役割を担うことが望ましいと思いますか。最もふさわしいと考えるもの1つに○をつけてください。また、その理由をご記入ください。

図表 2-21 「男性DV相談」の整備の役割を担うことが望ましい機関 (N=33)



33 市町村の『「男性DV相談」の整備について、どの機関が主に役割を担うのが望ましいか』は、「都道府県」が28市町村(84.8%)であった。「市区町村」、「NPOなど」は各1市町村(3.0%)、「その他」は3市町村(9.1%)であった。

【「その他」の内容】

- 県・市区町村など限定しない。
- 実績がなく分からない。

【「都道府県」の主な理由】

- 男性DV相談は、女性からの相談数に比較して少ないため都道府県が対応すべき。
- 市町村には、男性DV相談のノウハウがなく、男性相談に対応できる相談員の育成・配置、相談場所等、クリアすべき課題が多いため、都道府県が対応すべき。
- 市町村単位では、地域が狭いため都道府県が対応すべき。(DV被害者が広域的な避難が必要なケースや被害者と加害者が相談時に鉢合わせる可能性が高い。)

- 女性よりは相談が少なく、また男性心理などの専門性の必要性や相談員の確保など各市町村で整備することは難しいと思われるので、一括して県が担うのが望ましい。

【「市町村」の理由】

- 気軽に相談できる場所として、最寄りの市町村が望ましい。

【「NPOなど」の理由】

- 行政だと相談者には敷居が高く、身構えてしまう可能性があるためNPOなど民間の相談窓口がよい。

【「その他」の理由】

- 相談者にとっては、住まいの近くにある公共施設で相談できることが望ましい。  
(回答：県・市区町村など限定しない)

(10) 男性DV相談に関する課題等

問 25 男性DV相談について、困っていることや課題、ご意見をご記入ください。

33 市町村の『「男性DV相談」に関する課題等』の主な回答は次のとおりである。

<被害者支援について>

- 男性被害者に対するシェルター避難等、提供できる社会資源がないこと。
- 一時保護にあたり、男性DV被害者の受入施設や保護の手法が定まっていない。
- 今のところ男性からの相談はないが、相談があった際は、男女同様に対応する。  
男性が入れるシェルターなどが整備されているのか等が懸念される。

<相談窓口に関すること>

- 女性は、身近な相談窓口である役所でDVの相談を行えるが、男性向けの窓口は開かれていない。
- DV加害者からの相談を受ける窓口が限られているため、相談があった場合、苦慮している。
- 男性相談が少ないため専門窓口を設置することは難しく、現在相談があった場合は県の窓口を紹介しているが、面接相談に行くには遠い。
- 全体的に相談が少ないので、もう少し相談しやすい環境・周知方法の検討が必要。
- 男性加害者が女性から被害を受けたという虚偽の相談をする場合も考えられることから、男性、女性の相談窓口は近くない方がよいと思われる。現在、市町村では、女性相談を受けているので男性相談は市町村でない方がよい。

<加害者への対応について>

- 加害の事実を知った時に、それが被害者の生命を脅かすような状況の場合でも、「相談」というスタンスであれば手を出す手段がないがそのままでよいのか。

<今後の対応について>

- 男女共同参画の視点からの男性相談（電話）を今後、実施していきたいと考えている。その相談には、DVに関する相談についても含まれてくるが、当該市町村内に男性DV被害者・加害者への具体的な支援を行える体制がないため、県と連携した対応（相談窓口の紹介等）をお願いする。
- でっちあげDVにおける名誉毀損や慰謝料請求、親権の要求等の被害に悩む男性相談など両性の平等、公平性の原則を念頭にした対策として男性相談員の必要性も検討していきたい。

<その他>

- 女性相談を含め、事務分掌・人員配置、人口規模や地理的要件など、DV相談を市町村職員が担うことは非常に困難で限界がある。
- 男性からの相談も増えていると聞くが、まだ相談を受けたことがない。今後、相談を受けたときに、対応の指示を仰いだり、しっかりと相談にのってくれるような県の窓口があると安心である。
- 男性相談に関する知識や技術がないため、実際に事案が発生した際に対応できるが不安がある。
- DV相談とDVへの苦情が今後多く出てくると思われるが、このような苦情は、どこで（又はどこの機関で）受けるべきか。
- （県の）保健福祉事務所に女性相談員がいるが、男性相談員の情報は無い。

## Ⅱ 調査結果から確認されたこと

県内 33 市町村における「男性相談」と「男性DV相談」の調査から確認されたことは次のとおりである。

### 1 男性相談について

#### (1) 男性相談窓口の設置状況

- 『男性が相談できる窓口』がある市町村は 10 市町村 (30.3%) (全て「男性も女性も相談できる相談窓口」) であった。
- 『男性だけが相談できる相談窓口の設置予定』は、「必要性は感じているが当面設置の予定はない」が 14 市町村 (42.4%)、「必要性を感じていない」が 13 市町村 (39.4%)、「今後の実施に向けて検討・整理中」等の「その他」が 6 市町村であった。

#### (2) 男性相談実施に当たっての留意点及び課題

- 『「男性相談」を受ける際の留意事項』は、「男性からの相談記録を別綴じ、相談内容を管理」、「女性相談と同様、相談員 1 名での対応とならないよう留意」であった。

- 「男性相談」に関する課題等

「男性相談窓口」を設置している 10 市町村の『「男性相談」に関する課題等』は以下のとおりであった。

<相談者への対応について>

- ・面接相談を行う場合、(男性相談者が)女性相談者と重ならないよう、施設内の相談部屋の設置にも配慮が必要なこと。

<相談員について>

- ・相談によっては、性に関するハラスメント的な内容もあるため、相談員の精神的な安全面に不安がある。
- ・市町村職員が相談対応を行っているため、職員の知識・技能の向上が課題である。
- ・「男性相談」に係る知識や技術がないこと。 等

## 2 男性DV相談について

### (1) 男性DV相談窓口について

- 「男性DV相談窓口」がある市町村は9市町村（27.3%）（すべて「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」）であった。

一方、「女性だけが相談できるDV相談窓口はあるが、男性が相談できるDV相談窓口はない」が19市町村（57.6%）、「DV相談窓口はない」が5市町村（15.2%）であった。

### (2) 男性DV相談の留意点や相談員について

- 「男性DV相談窓口」がある9市町村の『「男性DV相談」を受ける際の留意事項』については、以下のとおりであった。

- ・男性＝加害者という先入観を持たず対応する。
- ・男性DV被害者への対応については未整理の事項が多いため、関係機関との相談を重ねながら、対応方法を検討して相談を実施している。

- 県内33市町村の『「男性DV相談窓口」の設置予定（「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」市町村は、「男性だけが相談できるDV相談窓口」の設置予定）』は、「必要性を感じていない」が14市町村（42.4%）と最も多く、次いで「必要性を感じているが当面設置の予定はない」が12市町村（36.4%）で、「今後設置する予定がある」市町村はなかった。

- 県内33市町村の『「男性DV相談」の相談員の性別』の適性については、「男性の方がよい」は18市町村（54.5%）、「性別は関係ない」が6市町村（18.2%）、「女性の方がよい」が1市町村（3.0%）、「わからない」が8市町村（24.2%）であった。

- 県内33市町村の『「男性DV相談」の相談員に適任と考える者』については、「臨床心理士等以外の相談経験者」が20市町村（60.6%）と最も多く、次いで「臨床心理士」と「カウンセラー等」が12市町村（36.4%）、「精神保健福祉士」が11市町村（33.3%）、「弁護士」が4市町村（12.1%）であった。

### (3) 男性DV相談を行う機関

- 『「男性DV相談」の整備について、どの機関が主に役割を担うのが望ましいか』は、「都道府県」が28市町村（84.8%）と最も多く、「市区町村」、「NPOなど」は各1市町村（3.0%）、「その他」は3市町村（9.1%）（県・市区町村など限定しない等）であった。

#### 【「都道府県」の理由】

- ・「男性DV相談」は、女性からの相談数に比較して少ないため都道府県が対応すべき。

- ・市町村には、「男性DV相談」のノウハウがなく、男性相談に対応できる相談員の育成・配置、相談場所等、クリアすべき課題が多いため、都道府県が対応すべき。
- ・市町村単位では、地域が狭いため都道府県が対応すべき。
- ・女性よりは相談が少なく、また男性心理などの専門性の必要性や相談員の確保など各市町村で整備することは難しいと思われるので、一括して県が担うのが望ましい。等

#### (4) 男性DV相談に関する課題等

○ 県内 33 市町村の『「男性DV相談」に関する課題等』について、主な回答は次のとおりであった。

<被害者支援について>

- ・男性被害者に対するシェルター避難等提供できる社会資源がないこと。
- ・一時保護にあたり、男性DV被害者の受入施設や保護の手法が定まっていない。

<相談に関すること>

- ・男性加害者が、女性から被害を受けたという虚偽の相談をする場合も考えられることから、男性、女性の相談窓口は近くない方がよいと思われる。等